

# 振替納税をご利用の皆様へ

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日(金)、  
個人事業者の消費税は5月19日(火)になります。

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)に延長されたことに伴い延長することとしておりましたが、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)と致しましたのでお知らせします。

## 1.令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年 4月16日(木)	<b>令和2年 5月15日(金)</b>

## 2.令和元年分消費税及び地方消費税(個人事業者)

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年 4月16日(木)	<b>令和2年 5月19日(火)</b>

※振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日(木)までに所轄税務署または口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、令和2年4月17日(金)から延滞税がかかることとなります。

**【問合せ】千葉西税務署 ☎043-274-2111**(自動音声でご案内します)